

# 介護支援専門員の皆様へ

広島県

## ○未届け有料老人ホームの情報提供について

### 有料老人ホーム

根拠: 老人福祉法第29条第1項

高齢者を入居させ、次の①～④のいずれかを行う施設

- ①食事の提供
- ②介護の提供
- ③家事の提供
- ④健康管理

### 未届け有料老人ホーム

有料老人ホームに該当するが、設置届を行っていない施設

【懸念】

- 虐待をはじめ入居者の処遇に関し不当な行為が行われていないか
- 消防設備など防災対策に不備はないか

【実態】

- 厚労省調査では、全国で多数の施設が確認されており、県内にも存在している。

### 県知事(※)への設置届が必要

ポイント 1	「届出」がなくても、要件を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」として扱われる。
ポイント 2	人数の多寡は関係ない。1人を相手に入居サービスと介護等サービスを提供していても該当する。
ポイント 3	入居サービスと介護等サービスの「一体的な提供」が行われていること。

### 県の取組

届出の促進(未届の解消)

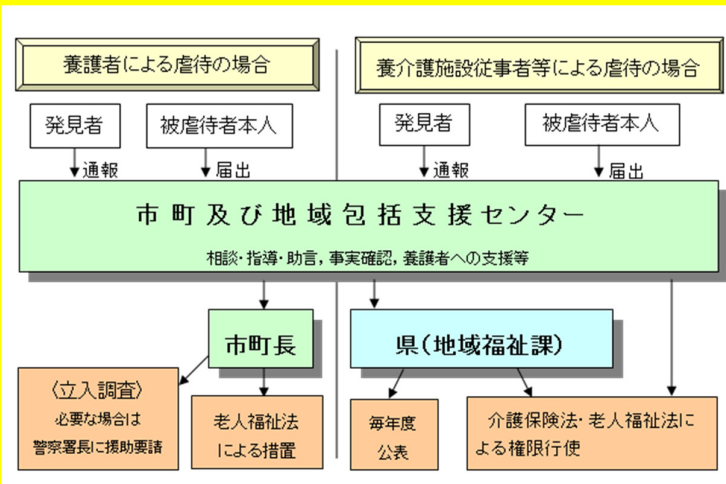
- ①有料老人ホームに該当する可能性がある施設の把握
- ↓
- ②施設の実態把握
- ↓
- ③届出の指導

➤有料老人ホームに該当する可能性がある施設があれば、県(※)への情報提供をお願いします

※ 広島市、呉市、福山市及び三次市に所在する施設については、県知事ではなく、各市長への届出が必要となります。情報提供も各市へお願いします。

## ○高齢者虐待に関する情報提供について

### 1 高齢者虐待対応の流れ



【参考】県における高齢者虐待の状況

	H25年度	H26年度
施設内虐待	4件	10件
家庭内虐待	361件	395件

➤高齢者虐待の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに市町に通報してください

### 2 高齢者虐待防止法における介護支援専門員に求められる対応

第5条第1項	【高齢者虐待の早期発見等】 (略)その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
第7条第1項	【養護者による高齢者虐待に係る通報等】 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町に通報しなければならない。
第21条第1項	【養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等】 養介護施設従事者等は(中略)その業務に従事している養介護施設等において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報しなければならない。

※第21条7項  
「養介護施設従事者等は、(中略)通報をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けない」と規定されています